

孤独・孤立実態調査及び第3期田原本町地域福祉計画 策定業務委託 仕様書

1. 業務名

孤独・孤立実態調査及び第3期田原本町地域福祉計画策定業務委託

2. 目的

本業務は、支援が途切れがちになりやすい若年層を中心とした孤独・孤立の実態や健康リスク等の課題をアンケート調査等によりの確に把握し、日々の生活環境における「緩やかなつながり」や気軽に集える「居場所」へのニーズをキャッチして具体的な支援につなげることを目的とする。

また、社会福祉法（昭和26年法律第45号）に基づき、令和10年度から令和14年度までの5年間を計画期間とする「第3期田原本町地域福祉計画」を策定する。令和8年度中に策定予定の「田原本町第5次総合計画」に掲げるまちの将来像の実現に向け、住民、行政、関係機関・団体などが相互に助け合い、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、保健・福祉分野以外のまちづくり関連分野とも連携を図り、社会動向、関連法令及び本町関連計画との整合性に留意しつつ、地域福祉を総合的かつ効果的に推進するための計画策定及び全般的な業務支援を行うものとする。

3. 委託期間

- (1) 本業務に係る委託期間は、令和8年度から令和9年度までの2か年とする。ただし、契約については、本業務の実施に係る事項を定めた基本契約及び各年度の実施業務を定めた年度ごとの契約を行うものとする。
- (2) 令和8年度業務は契約締結日から令和9年3月24日（水）までとする。また、令和9年度業務は令和9年4月1日（木）から令和10年3月24日（金）までとする。

4. 業務内容

(1) 令和8年度の主な業務

① 孤独・孤立実態調査

本町における孤独・孤立の実態調査を実施し、日常のつながりの状況、困りごとが生じた際の相談行動、支援の利用しやすさ等を把握することを目的とし、住民へのアンケート調査を郵送やWEB（インターネット）等で行うこと。

ア 調査対象は、15歳（中学生除く。）から80歳までの者から無作為に抽出した2,000人を想定する。回収率は40～50％程度を想定し、回収率が低い場合は、実施方法等を工夫・改善した上で回収率概ね40％を目標として行うこと。

イ 調査票の設計支援（調査票の設問数については、50問程度を予定しているが、設問数は変更することがある。なお、設問の選択肢に一部自由記載欄を設ける場合がある。）

ウ 調査対象者がインターネット回答を行うための二次元コードや回答フォーム等を作成すること。

エ 調査票の作成・印刷、封筒印刷、封入封緘作業、宛名ラベルの貼付、調査票の配布・回収を行う。調査票の配布、回収に伴う封筒作成（発送は角2封筒、返信用は長3封筒とする。）調査票及び返信用封筒の封入・発送・回収にかかる作業は本業務に含むものとする。 ※調査票の発送に係る郵送費は委託費に含み、調査票の回収に係る郵送費は委託費に含まない。

オ 入力作業、単純集計、クロス集計、自由回答の取りまとめにより、分析を行うこと。

カ 調査結果の報告書の作成 A4版1部及び電子データ一式

② 孤独・孤立実態調査に関する会議の運営支援

孤独・孤立実態調査の実施及びその結果の分析・活用に向け、専門的見地からの意見や助言を得るため、有識者等による会議（1～2回程度）を開催するに当たり、資料作成（原データ作成）、必要な助言、会議運営支援を行うこと。また、当日は、本業務の孤独・孤立実態調査実施担当者が出席（WEBでの参加可能）し、必要な対応を行うとともに、議事録を作成し、討議結果をその後の作業に反映させること。

③ 本業務に関する打合せ等

打合せは、必要に応じて随時行い、その際は、本業務の担当者が出席（WEBでの参加可能）するものとし、当該打合せの会議録を作成すること。

（2）令和9年度の主な業務

① 総合計画等の把握・整合性

令和8年度末に策定を予定している田原本町第5次総合計画等、本町の関連計画の内容を把握し、整合性を図ること。

② 現状把握と分析、課題の整理

ア 地域福祉を取り巻く現状と課題の把握・分析

イ 関係団体等へのヒアリング及びその報告書の作成

ウ ワークショップの開催支援（1～2回）及びその報告書の作成

エ 計画課題の設定

③ 計画骨子案の作成

孤独・孤立実態調査その他本町の関連計画等に関する調査や上記①及び②の結果を基に計画骨子案（計画の方向性・概要を示すもの）をとりまとめること。

④ 地域福祉計画策定委員会の運営支援

田原本町地域福祉計画策定委員会（4回程度）の開催に当たり、資料作成（原データ作成）、必要な助言、会議運営支援を行うこと。また、当日は、本業務の計画策定担当者が出席（WEBでの参加可能）し、必要な対応を行うとともに、議事録を作成し、討議結果をその後の作業に反映させること。

⑤ 計画案の作成

第3期田原本町地域福祉計画案を作成すること。また、計画案に対する審議・検討内容等に基づき計画案を補修正し、その際、他の関連計画との整合性をしっかり図りながら作成すること。

⑥ パブリックコメントの実施支援

第3期田原本町地域福祉計画案に関して町が実施する住民向けパブリックコメントの意見に対する対応策の助言及び整理・とりまとめを行うこと。

⑦ 計画の作成

上記データを反映させた第3期田原本町地域福祉計画を作成すること。

⑧ 本業務に関する打合せ等

打合せは、必要に応じて随時行い、その際は、本業務の担当者が出席（WEBでの参加可能）するものとし、当該打合せの会議録を作成すること。

なお、田原本町社会福祉協議会が令和9年度に別途発注予定の田原本町地域福祉活動計画と整合性を図り、成果品は一体として納品することとする。

5. 成果品

(1) 令和8年度

- ① 調査結果の報告書 A4版 簡易製本2部及び電子データ一式を格納したCD-R等 1枚
- ② その他本業務関連の電子データ一式
- ③ 業務報告書 1部

(2) 令和9年度

- ① 地域福祉計画・地域福祉活動計画（本編）：A4版 100頁程度 簡易製本2部及び電子データを格納したCD-R等 1枚
- ② 地域福祉計画・地域福祉活動計画（概要版）：A4版 8頁程度 簡易製本2部及び電子データを格納したCD-R等 1枚
- ③ その他本業務で使用した資料の電子データ一式
- ④ 業務報告書 1部

6. その他

(1) 成果品等の瑕疵

納品後、成果品等（地域福祉活動計画部分を除く。）に瑕疵が発見された場合は、受託者は本町の指示に従い必要な処置を受託者の負担において行うものとする。

(2) 成果品等の帰属

本業務で作成された調査結果の報告書、計画書及びデータ等の成果及び業務上の作成資料等の著作権等の一切の権利は本町に帰属するものとし、本町の承諾なく第三者に公表、貸与又は使用してはならない。

(3) 資料の貸与

本業務に必要な資料等を貸与された場合、責任を持ってこれを保管し、紛失・汚損等を生じないように十分注意するとともに、業務終了後は速やかに返却するものとする。また、複製している場合は、速やかに廃棄処分を行うものとする。

(4) 秘密の保持

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、本業務に関し知り得た内容・個人情報を第三者に開示又は漏洩してはならない。このことは、契約期間終了後又は契約解除後も同様とする。

(5) 再委託等の禁止

本仕様書で示す業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。ただし、本仕様書で示す業務の一部の軽微な部分について、あらかじめ書面にて本町の承諾を得た場合はこの限りでない。なお、この場合において、受託者はその一切の責任を負うものとする。

(6) 疑義

本仕様書に定めのない事項及びその内容の解釈に疑義が生じた場合は、本町と受託

者との協議の上でこれを定めるものとし、技術上当然必要と認められる事項については、受託者の責任において補充するものとする。

7. 問合せ先（業務担当課）

〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890番地の1

田原本町 住民福祉部 健康福祉課 社会福祉係

TEL : 0744-34-2098

FAX : 0744-32-2977

E-mail : fukushi@town.tawaramoto.nara.jp